

# アンテベラム期アメリカ合衆国における 労働者の反知性主義

—セス・ルーサーの人民主権論を中心に—

小原豊志

## I はじめに

1840年代初頭、ニューイングランドに位置する合衆国最小の州、ロードアイランド州において連邦を揺るがす政治闘争が勃発した。いわゆる「ドアの反乱」Dorr Rebellion（以下「反乱」と表記）である。この闘争は、建国後も州憲法を制定せず、植民地勅許状にもとづく統治体制を墨守する州政府に対してトマス・W・ドアを指導者とする勢力が統治権限の委譲を求めて展開したものであった<sup>1</sup>。その際、ドア派がとりわけ問題視したのは勅許状に由来する排他的な土地所有選挙権資格であった<sup>2</sup>。これにより、「反乱」勃発以前には約6割の成人男性が選挙権から締め出されていたのである。それゆえ、当初ドア派は男子普通選挙制の導入を求めて州憲法制定会議の招集運動を展開したのであったが、これが州政府によって拒否されるや、1841年に自らの手で独自の州憲法（「人民憲法」People's Constitution）を制定するにいたり、翌42年にはこの憲法のもとにドアを州知事とする新たな州政府を樹立したのだ<sup>3</sup>。こうしてロードアイランド州は二重政府状態に陥ったのであったが、既存政府側は同年5月のドア派による州武器庫制圧の試みに乗じて戒厳令を発してドア派を徹底的に弾圧した。その結果、「反乱」は完全に制圧されることになったのである。

この「反乱」を小州で起こった一過性の騒擾として片づけることができないのは、この一連の出来事が連邦において「ロードアイランド問題」Rhode Island Questionとして関心を集め、人民憲法やドア政府の正統性、および既存政府の発した戒厳令の有効性をめぐって白熱した議論が繰り広げられたからである。また、研究史上も「反乱」は同様の観点から研究されてきた<sup>4</sup>。そこには、人民による直接的な制憲行為や政府設立行為が独立宣言で謳う人民主権に背馳するの否かという問題関心があるためと考えられる。こうしたことから、近年では「反乱」の理論的支柱となっていたドア派の人民制憲主権 Popular Constituent Sovereignty 論にあらためて関心が寄せられ、その分析を通して主権者たる人民とは誰であり、人民と政府とはいかなる関係にあるのか、そのなかで人民はいかなる権能を有するのかという現代にも通じる問題を解明することが「反乱」研究のテーマになっている<sup>5</sup>。

しかしながら、ここで留意したいのは、「反乱」に先行する1830年代前半に労働者の側で独自の州憲法制定運動が展開していたことである。19世紀に入って以降のロードアイランド州では木綿工業を軸とした急速な工業化の結果、女性や児童を含めた労働者の長時間労働や低賃金労働が問題化していた。こうしたなかであって、労働者が自らの境遇改善のために要求したのが選挙権の獲得であり、その手段として叫ばれたのが州憲法の制定であったのである。その際の理論的根拠となったのがまさに人民主権論であった。

労働者の人民主権論を構築したのはセス・ルーサーという人物である。ルーサーは労働者の組織化や十時間労働制の導入に尽力するなど、ニューイングランドの初期労働運動を牽引した人物としてアメリカ労働史上その名を知られている。ただし、ロードアイランド州に生まれたルーサーは貧困に苦しむ自州の労働者に対しては独自の人民主権論のもとに選挙権の獲得を訴えたのであった。

このような事実がありながら、従来の研究史では労働者の選挙権獲得運動はあくまでも「反乱」の前史として捉えられる傾向にあり、その中核にいたルーサーの選挙権論の特質も明確にされてはいない。そこで本稿では「反乱」の全体像を把握し、その意義を再検討するに際しての不可欠の作業としてルーサーの人民主権論を分析してみたい。

ところで、ルーサーの思想を分析する際に本稿で取り入れたいのは反知性主義的観点である。ここでいう反知性主義 *anti-intellectualism* とは、周知のようにリチャード・ホフスタッターによって一躍その名を知られるようになったアメリカ独特の反権威主義的心性を指す<sup>6</sup>。ホフスタッターによれば、反知性主義の源泉はキリスト教福音主義を生み出した信仰復興運動にあった。すなわち、この運動は教義の解釈や儀式を独占するエリート的で知性主義的な既存教会に対する民衆の不信や反発から発生し、運動をつうじて万民の救済を約束する福音主義信仰を生み出すにいたった。その根底にあった「神の前での平等」という意識はやがて世俗面に波及し、民衆のあいだに反エリート、反権威を特徴とする心性＝反知性主義をうみだすことになったのであった<sup>7</sup>。おりしもロードアイランド州で第二次信仰復興運動が展開したのは1820年代のことであった。このことを念頭に置き、1830年代に雄弁な街頭演説家として活躍したルーサーの言説を反知性主義的観点から捉えるならば、その特質を抽出することができるのではないだろうか。

こうした見立てのもと、以下ではまずロードアイランド州の統治体制の特質を把握することにより、労働者の側で選挙権の獲得欲求が高まった経緯を把握する。そのうえで、ルーサーの経歴、世界観、および人民主権論を分析する。

## II 1830年代以前のロードアイランド州の統治体制と労働者の不満の高まり

既に指摘したとおり、ロードアイランド州の統治体制は植民地期に下付された勅許状によって構築された。その特質は以下のとおりである。

そのひとつは三権分立が徹底せず、植民地総会を前身とする州総会 *General Assembly* が統治の全権を掌握していたことである。州両院の合議体である州総会は行政官である州の正副知事をもその一員に加えていたが、これは三権分立を想定していなかった勅許状の定めを受け継いだためであった。その結果、行政権も州総会が掌握することとなり、州知事には立法に対する拒否権は与えられず、戦時における指揮権も州総会によって制限されていた<sup>8</sup>。

州知事に代わって広範な官職任命権を有したのが州総会であった。そのなかには判事任命権も含まれていたため、司法も州総会の影響下に置かれていた。さらに州総会は州最高裁判決を不服とする当事者からの請願受理権を有していたため、事実上、最終審の機能も果たしていたのであった。

ロードアイランド州の統治体制のいまひとつの特質は、上記のように強大な権限を有する州総会を実質的に支配したのが州南部の土地所有者であったことである。それは勅許状の植民地議会議席配分規定と自由民認定規定によるものであった。すなわち、勅許状下付当時は海運業や商業が栄える州南部に人口が集中していたため、勅許状はニューポートをはじめとする南部のタウン

に議席を多く配分したのであったが、この議席配分規定が建国後は州下院議席配分規定となったため、州総会においても州南部の政治的発言力が維持されたのである<sup>9</sup>。また、勅許状は植民地総会に自由民認定権を与えたのであったが、その後、自由民の特権のなかに選挙権が含みこまれたことにより、結果として自由民の要件を満たす者のみに選挙権が与えられることになったのである。その要件とは一定額以上の価値の土地所有というものであったが、建国後もこの原則が維持されたため、引き続き土地所有者が選挙権を独占したのである。

こうした統治体制に対して不満が生じる契機になったのは19世紀初頭以降の工業化であった。周知のように、ニューイングランドにおいては木綿工業が急激な発展をみせたが、ロードアイランド州においてその中心になったのはプロヴィデンスを中核とする州の北部地域であった。その結果、大量の労働者が流入した州北部には既存の統治体制に対する地域的、階級的不満が生じるようになった。このうち地域的対立は人口動態が州下院議席配分と齟齬をきたしたことから生じた。すなわち、州の人口の重心が北部に移ったにもかかわらず、いまや人口の停滞ないしは減少する州南部のタウンから多数の議員が選出され続けたため、人口に比して議席配分数が少ない州北部には不満が生じたのである<sup>10</sup>。しかし、それ以上に対立を激化させたのは土地所有者による選挙権の独占状態であった。労働者人口の急増によって非土地所有者人口が州人口の多数を占めたにもかかわらず、土地所有という階級的基準によって有権者の範囲が決定され続けていることに労働者は不満を抱いたのである。たとえば、1829年にプロヴィデンスをはじめとする数タウンの住民が州総会に提出した請願によれば、ロードアイランド州の成人男子のうち、土地所有者は8,400人だったのに対し、非土地所有者は12,365人にのぼっていた<sup>11</sup>。この請願が指摘するように、他州では選挙権要件が緩和され、白人男子普通選挙制が相次いで実現していくなかにあって、ロードアイランド州のみが排他的土地所有要件によって成年男子の約6割を選挙権から排除している事態は到底容認できないものであったのである<sup>12</sup>。

以上の要因から州北部の労働者はロードアイランド州の統治体制を基礎づけている勅許状を廃棄し、州憲法の制定をつうじた選挙権資格の大幅な緩和を要求することとなったわけであるが、こうした要求に対する州総会の対応はきわめて冷淡なものであった。たとえば、上記の1829年請願の処理を州総会から付託されたベンジャミン・ハザード州下院議員（ニューポート選出）は請願を以下のように一蹴した。

そのような規則、すなわち、共同体のなかの信頼できる部分に、つまり本州の堅実な土地所有者に選挙権を持たせておくことこそが、我らの父祖にとっては自らの権利、自由、繁栄を守るうえで不可欠なことだったのである。選挙権規定を定める権利があるのは土地所有者ではないだろうか。…それとも、本州の制度が自らの目的にそぐわないからといって自分には選挙権がなく、奴隷のように扱われていると不満を述べる権利が選挙権資格を満たせず、それゆえ選挙権を持たない得体のしれない人間にあるとでもいうのだろうか。不満を持つ者たちは権利をはき違えている。法の定めるところに従って資格を得る権利と、資格なしに有権者になる権利とは違うのである<sup>13</sup>。

ルーサーが登場したのは、まさに州総会が以上のような論理で労働者の選挙権拡大要求をはねつけたときであった。それではルーサーはいかなる論理で労働者の選挙権獲得を正当化したのであろうか。以下ではルーサーの経歴や世界観を概観したうえで、その人民主権論を検討しよう。

### Ⅲ ルーサーの経歴・世界観・人民主権論

#### (1) ルーサーの経歴

1863年5月にルーサーが収容先の精神病院で68才の生涯を閉じたとき、プロヴィデンスの保守系新聞、『プロヴィデンスジャーナル』紙は以下の訃報記事を掲載した。

ルーサーは根っからのラディカルであり、身の回りの既存の制度にことごとく不満を持ち、物事を正すのは自らに課せられた特別な使命であるというありがちな思い違いのもとに活動した人物だった。…ルーサーが理想とする純粋な民主主義とは、神の祝福を受けた国では怠惰で、浪費し、不品行な者が、勤勉で、儉約し、徳のある者の労働の成果を享受すべきというものであった。ルーサーは財産所有者をことごとく盗賊集団とみなし、人類に対する生まれながらの敵として憎んだのであった。ルーサーにはものを書いたり演説したりするそれなりの才能があったが、あまりにも暴力的で、頑固であり、無鉄砲であったため、なんら成功することはなかった。42年の騒擾（「反乱」のここと一筆者）の直後、ルーサーは精神に異常をきたし、デクスター精神病院に送られ、1848年までそこに収容された。この年、バトラー病院が開院したため、市当局によってルーサーはここに送られた。彼はここで10年過ごした。その後、彼はブラットルボロ（のヴァーモント精神病院）に送られ、ここで無益というよりは有害な人生を終えたのである（傍点筆者）<sup>14</sup>。

もとより、『プロヴィデンスジャーナル』紙は「反乱」に敵対的な態度を示していたが、同紙がかくも誹謗中傷に満ちた訃報記事を掲載したことはルーサーが権力側にいかに危険視されていたかを物語るものである。以下ではまず、ルーサーの伝記的研究から彼の「無益というよりは有害な人生」を振り返ってみよう<sup>15</sup>。

ルーサーは1795年にプロヴィデンスに生まれた。父親は独立戦争に参戦した経歴を有する皮革職人であった。ルーサー自身も成人後は大工職に就く。また、ルーサーの三人の兄弟もそれぞれ鍛冶、織物、製靴に携わる職人だった。

ルーサーの青年期を特徴づけるのは放浪癖である。ルーサーによれば、1817年、22歳の時に徒歩でオハイオからインディアン居住区を経由して南部に下り、フロリダにまで足を伸ばしたという。このときルーサーはフロンティアの開拓者から丸太小屋に招き入れられ、彼らから「耐え忍んできた困難や克服した苦難、そして勤勉と節約をとおして耐え忍んだ結果として得られた幸福」についての話を聞き、感銘したという<sup>16</sup>。さらにルーサーは先住民や奴隷とも以下のような交流をしたという。

私は西部の荒野を走る道を斧や皮はぎ用のナイフを手にした森のインディアンと旅した。…これら野生の人々から得た情報は実に有益だった。私は猛烈な渇きで死にそうになっていたとき、彼らから一杯の冷たい水をもらった。そのとき私は「白人め、失せろ」などとは言われなかった。我々は彼らに向かって「このインディアンの犬め、失せろ」と言うことがあるにもかかわらず。奴隷州では哀れな奴隷と話をした。奴隷は身をやつしていたとはいえ、多くの事柄について新鮮で正確な考えやものの見方を話してくれた。…奴隷は身振りや会話をとおして私の心にこう問いかけているようであった。「自分は人間ではないのだろうか、あなたがたの同胞ではないのだろうか」と<sup>17</sup>。

ルーサーの放浪中の経験で注目すべきは、以上の地理的もしくは社会的周縁にいた人びとと率

直な交流をしたのち、以下のような神秘的な体験をしたことである。

私は激しい雨風のなか、木の根元にある焼け焦げた丸太に座って日誌をつづり、思い考えたことをそこに記した。衣服が覆われたように天が雷雲で包まれ暗闇に閉ざされたとき、すなわち、土砂降りに襲われ、雷鳴がとどろき、稲光が閃き、風がそのすさまじい力で頑丈な森の木々をなぎ倒したまさにそのとき、私にはある声が聞こえた。その声はあたかも自然の力が生み出した言葉で語っているようであった。その声はこう告げたのだ。観察せよ、観察せよ、観察せよ、と。考え、熟考し、判断し、思案し、汝の精神を高め、汝の心を善きものにせよ、と<sup>18</sup>。

この体験をいかに解釈すべきであろうか。ルーサー自身はこれを「回心」と呼んではいない。しかしながら、自然との格闘の中で培われた開拓民の個人主義に触れ、かつまた先住民や奴隷との交流を通して肌の色にかかわらない平等主義を体得しつつあったルーサーが、ここで何らかの宗教的直観を得たことは確かであろう。後述するように、ルーサーは聖俗の権威を否定して万民の平等を説くのであるが、その思想の原点はここに見出すことができるように思われる<sup>19</sup>。

果たして、ルーサーは放浪の旅からの帰還後、ニューイングランドの労働者が直面している苦境を目の当たりにして労働運動家として頭角を現すことになる。それと同時にルーサーはロードアイランド州の労働者に対しては選挙権の獲得を熱心に訴えかけた<sup>20</sup>。その際ルーサーが提示した方策は「反乱」において実行に移され、ルーサーもドア派の主要なメンバーとして活躍することになる。そのため、「反乱」制圧後の1842年にルーサーは反逆罪のかどで有罪判決を受け、収監される。その翌年、州知事の赦免により釈放されたルーサーは州内外で「反乱」の正当性と労働者の環境改善を訴える活動を続ける。

ルーサーに異変が生じたのは1846年の米墨戦争勃発時であった。このとき、ルーサーはジェームズ・K・ポーク大統領に志願兵として参戦する旨の書簡を送りつけたのち、参戦費用の調達と称してボストンの銀行を襲撃したところを逮捕される。この奇行を理由にルーサーは精神病院に収容され、これ以降1863年に亡くなるまでのルーサーの姿はつまびらかにされていない。

## (2) ルーサーの世界観

既に指摘したように、ルーサーは放浪時に会った開拓民、先住民、黒人奴隷との交流をつうじて個人主義と平等主義に目覚めるとともに、なんらかの宗教的直観を得た。こうした経験からルーサーはいかなる世界観を抱くことになったのであろうか。このことを考察するうえで参考になるのは、19世紀のプロヴィデンスの信仰状況を分析したマーク・S・シャンツの研究である。シャンツによれば、プロヴィデンスでは1820年代に展開した第二次信仰復興運動ののち、キリスト教信仰がブルジョア型と平民型とに分化していったという。すなわち、この地には一方では会衆派、エписコパル派、ユニテリアン派など既存の宗派のなかに商人や製造業者を中心にした実利的な信仰が生まれたのに対し、他方では民衆の間に自由意志バプティスト、メソヂスト、ユニバーサリストなどのより平等主義的な信仰が普及したのであった<sup>21</sup>。

この両者の相違を際立たせるのは、急速な工業化を背景にして顕在化した階級格差に対する解釈である。ブルジョア型信仰を代表するのは牧師にして、当時ブラウン大学の学長の座にあったフランシス・ウェイランドであった。ウェイランドによれば、工業化が進み、貧富の差が顕著になる時代にあってもなお資本家と労働者が協調することが社会の安定的発展の鍵であった。そも

そも人間は神によって労働するように定められたのだから、労働をつうじて可能な限りの利得を得ること、そして、そうして得た利得のすべてを自らが望むように使うことは神意に沿うことであるとウェイランドは説く<sup>22</sup>。こうして、各個人には蓄財する権利が神に与えられていること、そしてこうした個人的な利得があることではじめて社会が潤い、ひいては労働者にも雇用が確保されることをウェイランドは主張したのであった<sup>23</sup>。事実、ウェイランドは学長となったブラウン大学のカリキュラムを実学重視のカリキュラムに変え、学生に蓄財を奨励したのであった<sup>24</sup>。

このように富の獲得を信仰面から奨励するウェイランドにとって労働には資本家と労働者の間に区別はなく、したがって両者の間にも支配従属関係はないのであった。現実に存在する経済格差にしても、それはあくまでも富者の貧者に対する慈善によって解消されるべきものであったのである<sup>25</sup>。

このような世界観に対し、平民型のキリスト教的世界観を示したのがほかならぬルーサーであった。たしかにルーサーは聖職者ではなく、さらに言えばブルジョア型信仰の中核となったファーストバプティスト教会を追われた身であった。しかし、さればこそルーサーはウェイランドの説く現状肯定的なキリスト教理解には激しい反発を示したのであった。

そもそもルーサーはウェイランドのように資本家と労働者の協調が可能であるとは見ない。このことをルーサーは以下のように述べる。

たしかに、ロードアイランド州のある権力者は公の文書でこう言っている。「貧民は働かなければ、飢え死にするしかない。そうなれば、富裕な者は自分で自分の面倒をみるだろう」と。しかし、私が見て言いたいのは、金持ちは戦時であれ、平時であれ、自分のことも、その財産も自らで面倒を見ることなどけっしてないということだ。金持ちの財産を守っているのは労働する生産者階級なのだ。その財産は労働者が生み出したのであり、悪しき法律のもとで労働者の手から搾り取られたものなのだ。まさに労働者は自らの健康を犠牲にして、しばしば命さえも犠牲にしてまで金持ちの財産を守らされるのである。それは誰のためかといえば、富を生み出すことにも、生み出された富を守ることにまったく関与しない者のためなのである<sup>26</sup>。

ルーサーにとってあらゆる富の源泉は労働者であった。それにもかかわらず、労働者が劣悪な状況に置かれているのは、ウェイランドが称賛してやまない蓄財欲のためにほかならなかった。ルーサーはこれを「強欲」*avarice* というキリスト教の七大罪の一つに言い換え、強欲こそが「嘘つき、こそどろ、窃盗、中傷、追いはぎ、殺人、海賊行為、奴隷売買、銀行などありとあらゆる犯罪の生みの親」と激しく糾弾した<sup>27</sup>。それというのも、「天地をつかさどる偉大な神は人間の心に強欲を植え付けにはなさらなかった」はずであるからであり、そのような神が「少数の人間を途方もない贅沢に埋もれさせ、それにふけさせるようにし、多数の人間を貧しく、悲惨な状態におくようにしたと考えるのは不合理なこと」であったからである<sup>28</sup>。したがって、「強欲はアダムの時代から現在まであらゆる罪の生みの親」であり、「人は神と富に同時に仕えることはできない」とルーサーは主張したのであった<sup>29</sup>。

ルーサーはウェイランドの説くような富者の慈善に対しても懐疑的である。自ら債務投獄の経験を持つルーサーは、壮麗な教会で営まれるブルジョア型信仰の偽善性を以下のように批判する。

レベレットストリートの第五区にある共和主義の監獄に収容されている者（債務投獄者一筆者）には

座ったり、横になったりするのに床しか与えられていないことを知りながら、壮麗な説教壇や深紅のダマスク織のカーテンを、そして富者のために用意されたぜいたくで柔らかな信者席をどうして安穩として見ていられようか。貧しい囚人が貧困ゆえに、貧困という罪のために忌まわしい独居房で苦しんでいることを知りながら、どうして聖餐式を汚れなき良心をもって見ていることができようか<sup>30</sup>。

ルーサーは労働者の環境が一向に改善されないのは、強欲が教育をも独占し、労働者を無知な状態にとどめているためとする<sup>31</sup>。なぜなら、大学建設のために税金を支払った貧者の子弟は資本家が課す長時間労働のために大学教育を受けることができず、その恩恵に浴することができるのは労働者の成果を搾取した富者の子弟に限られてしまっているからである。こうした教育の独占の結果、社会に出た富者の子弟はエリートとして無学な労働者を搾取するという構図が固定化されてしまっているのであった<sup>32</sup>。まさに、「生産者階級は知識の泉に浴することも、万人に等しく与えられるはずの恩恵にもあずかれない」のであった<sup>33</sup>。

このような知識の独占状況に対する反発心から生まれたルーサーの教育観は蓄財を至上目的とするウェイランドのそれとは著しい対照をなすものであった。

これまでとは異なったやり方の教育が採用されなくてはならない。子供たちにはダイヤモンドやルビー、そしてきらびやかな黄金を追い求めるのではなく、知恵、知識、美徳、そして慈善心が教えられなくてはならない。こうした教育は早期に始められなくてはならない。子供たちの心は現在の社会全体を突き動かしている動機とは異なったもので満たされなくてはならない。お金は我々を幸福にはしないのだ<sup>34</sup>。

ここでルーサーが問題にしているのは、本来、「万人に等しく与えられるはずの恩恵」である知識が富者の独占物となり、しかもそれが蓄財のために利用されている事実である。ホフスタッターが指摘するように、本来の反知性主義とは知識や教養を軽蔑したり、これをないがしろにする態度を指すのではなく、知を独占するエリートへの反発心から醸成された反権威主義的な心性である<sup>35</sup>。こうしたことを考えるならば、以上のルーサーの教育観はまさしく反知性主義的な色彩に富んでいるといえよう。

このように、ウェイランドの世界観とルーサーの世界観とは著しい対照をなしていた。この相違は前者が現世の利得獲得を奨励する現状肯定的な信仰にもとづいていたのに対し、後者は神意と資本主義との根本的矛盾を糾弾する反知性主義的な信仰にもとづいていたためであることは明らかであろう。

以上のように、ルーサーの思想の根底には福音主義的な平等意識があったといえるが、ルーサーは労働者の選挙権獲得を主張するにあたり、この宗教的平等に世俗的平等を結びつける。その際、ルーサーが強調したのは独立宣言が謳う人民主権原理であり、合衆国が建国にあたって国是とした共和政原理であった。以下では、このことがもっとも典型的に示された『制限のない選挙権に関する演説』*An Address on the Right of Free Suffrage* の内容を検討しよう。

### (3) ルーサーの人民主権論

プロヴィデンスの労働者を前にしてこの演説がなされたのは1833年4月のことである。それは上述のとおり選挙権の拡大を要求する請願が州総会によって一蹴され、労働者の州総会に対す

る不信感がいよいよ極限に達しつつある時期であった。ルーサーは州総会の傲慢ぶりを以下のよ  
うに描写する。

我々は万能の州総会に請願をしなかつただろうか。それによって我々が得たのはなんだつたろうか。軽蔑と侮辱と非難だけである。諸君はロードアイランドの法にずうずうしくも干渉する、他州から入り込んできた浮浪者や反逆者と呼ばれたのだ。…請願は礼儀正しい言葉でつづられていたにもかかわらず、州下院では読みあげられもしなかつたし、諸君を浮浪者や反逆者と呼んだベンジャミン・ハザードは請願を読んでいないどころか、諸君に反論さえしていないのだ。それゆえ、約 2,000 名の請願者は名誉ある州総会によって追い払われたといえるのだ。…人民によって作成されていない法を尊重するつもりはない。…私は一人の人間が専制君主になる権利がないのと同じく、いかなる団体も専制君主になる権利はないと考える。同意なき課税をする法は専制的であり、そのような法を作る者は専制君主なのだ（傍点は原文イタリック）<sup>36</sup>。

ここに見られるように、ルーサーにとって州総会は人民の請願を一顧だにしない専制的組織にほかならなかつた。そもそもルーサーによれば自らが富裕な者によって辛辣に批判されているのは、「貧困という許されざる罪」を犯しているだけでなく、労働者の被っている抑圧を糾弾しているからであった<sup>37</sup>。「無学な下層民や無粋な群衆によって『良き社会』がかき乱されてはなら」と考える富裕な者たちは、労働者の運動など見戯に等しく、労働者には政府に干渉する権利はないと考えていたのであった<sup>38</sup>。このような侮蔑に対し、ルーサーは「地主に膝を屈するよりも、さらし柱にくぐられ、拷問台の上で死に、監獄で朽ち果てることを選ぶ」との決意を示し、労働者の選挙権獲得を主張するのである<sup>39</sup>。

それではなぜ選挙権の獲得が至上命題になったのだろうか。それは、選挙権とは自由な投票をつうじて達成される自治権にほかならず、その自治権とは自らの手で作った法によって自らを統治する権利であったからである<sup>40</sup>。ロードアイランド州で人口の大多数を占める労働者が貧困にあえいでいるのは、まさに自治権としての選挙権を彼らが手にしていないためであった。ルーサーはこうした状況は神意にかなっていないとして以下のように批判する。

我々の存在を創りだした神は恵みをお与えになる際にえこひいきをしたのだろうか。神は同じ材料から作られ、同じ自然の法則に支配されている被創造物のうち、その一部は富や恵みにふんだんにあずかれるようにし、大多数は…貧しく、悲惨な状態に甘んじるようにお定めになったのだろうか。いや、決してそんなことはない。これはこの世界の偉大な統治者がお決めになったことではない。神のなさるやり方は公平であるからである。しかし、上流階級を自称する者たちは少数の利益のために多数を支配し、抑圧する権利を天賦の権利と主張している。その結果、旧世界の国王による抑圧と新世界のロードアイランド州の法による抑圧との間には違いがなくなってしまうのだ（傍点筆者）<sup>41</sup>。

これに続けてルーサーはヨーロッパの国王による抑圧でさえ、1830 年代の政治的激変によって解消傾向にあることを指摘する。たとえば、当時のイギリスでは第一回選挙法改正が実現した直後であったが、それは少数による統治を正当化するトーリーに対し、民衆が彼らのいう「天賦の権利」に反旗を翻した結果であった<sup>42</sup>。また、当時のフランスは七月革命を経験していたが、それもシャルル 10 世が自らに天賦の権利があることを根拠に専制政治を断行した結果であった。



そののちに誕生した七月王政においては「人民の天賦の権利にもとづいて、人民自らが思うままに玉座にある者を解任することができるようになった」のであった<sup>43</sup>。

このようにヨーロッパにおいては「天賦の権利」が人民の側にあることが明白になりつつあるのに対し、ロードアイランド州の労働者はヨーロッパやアジアの封建農民よりも劣悪な地位にあるとルーサーは断言する。たしかに両者はともに「自身の同意なくして課税され、外国の侵略や国内の動乱から国を守るために、そしてたいていは自身のものではない財産を守るために軍務を強制され」ているにもかかわらず、「政府の行政に対しては発言権を持っていない」。しかし、ロードアイランド州の場合は土地所有が選挙権要件となり続けているがために、土地を守った者がその土地によって奴隷化されているのであった。したがって、ルーサーによれば「この州の農奴は自らを拘束する鎖（土地一筆者）の番」を、つまり、「命令に従わせる以外には利用価値がないと自分たちを見下す者（土地所有者一筆者）の生命や財産の見張り」をさせられているのであった<sup>44</sup>。

ここに明瞭に見られるように、ルーサーが批判してやまないのは独立戦争の契機にもなった人民の権利と義務との非対称性であった。ここから、ルーサーは独立宣言と旧約聖書にみえるベルシャザル王破滅の預言を引用し、ロードアイランド州の統治体制の終焉を以下のように予言する。

代表なくして課税することによって、（イギリスと）同じように我々を扱うのが本州の政府だとするならば、イギリス国王の政府と我々の政府との間にいかなる違いがあるというのだろうか。…ロードアイランド州の法は1775年の革命に反する。それはまさに独立宣言という不朽の文書に反するのだ。傑出したジェファソンの手によって書かれた、燃え盛る炎の剣のごときこの文書は、専制君主の心に恐怖と失望をもたらし、壁に書かれた手書きの文字を見たバビロンの王のように専制君主を完全に屈服させた。そこにはこう書かれていたのだ。「汝は、はかりにかけられ、神の愛にそぐわぬ者と判断された。汝の王国は汝の手を離れた」と<sup>45</sup>。

独立革命原理に背馳するロードアイランド州の統治体制は共和政を謳う合衆国憲法にも反するものであった。なぜなら、「本州の政府はイギリス国王のもとで設立され、いまなお貴族的な政体を採用している」からであり、「イギリスによって与えられた以外の政体を探ろうとする試みは州として一度としてなされたことがなかった」からであった<sup>46</sup>。このように考えるルーサーにとって、少数の人間が同意なくして多数の人間を支配しているという事実ほど共和政を否定している証拠はなかったのである。合衆国が独立したことによって、イギリスの主権は消滅したにもかかわらず、ロードアイランド州のみにおいてはイギリス由来の政府が存続し、依然として少数による支配がおこなわれているとするルーサーの現状認識はのちのドアの人民主権論に受け継がれることになる。

このようにロードアイランド州の統治体制が反共和主義的であることを指摘したうえで、ルーサーは労働者による選挙権獲得の正当性を以下のように宣言する。

我々が断言したいのは、合衆国のあらゆる市民は自らの統治者に投票する権利があるということである。人民の多数を占める我々の同意なくして作成された法に正義はないと我々は考える。議会には選挙権を奪われた我々にいかなる類の税金も義務も賦課金も課す権利はないと我々は考える。…我々は断言する。ロードアイランド州の議会は人民の集合体ではない。本州から選出される連邦の上院議員も下院

議員も本州ならびに他州のあらゆる権利宣言がいうところの人民によって選ばれてはいない。なぜなら、少数の者が以上の議員のすべてを選んでいるからであり、それが合衆国憲法に反していることは明らかであるからだ<sup>47</sup>。

それでは、ルーサーは選挙権の獲得方法としていかなる方策を提示したのであろうか。ルーサーはこの演説において「可能ならば平和的に、必要ならば力づくで (Peaceably if we can, forcibly if we must.)」という武力行使も辞さない呼びかけをおこなっている<sup>48</sup>。しかしながら、ルーサーが第一に提示した方策は課税および軍務の拒否という「消極的抵抗」であった。その理由をルーサーは神意に求める。

どこから生じた専制であろうと、必要とあらば、剣を手にしてその専制に抗うのは万人の義務である。そうとはいえ、神はそうなることをお認めにはなっていない。…我々が厳粛な思いで信じているのは、自身の血や自由の敵の血のなかでのたうちまわるのではなく、力尽きるまで最後まで戦い、生得の権利を決して譲り渡さないことが万人の義務であるということだ<sup>49</sup>。

それではルーサーにとって「力尽きるまで最後まで戦い、生得の権利を決して譲り渡さないこと」とは、いったいいかなる行動を指すのであろうか。ここでルーサーはきわめて重要な原理を示すことになる。

我々は共和主義原理にもとづいた州憲法を制定すべきであり、すべての人民にはその作成にかかわる権利がある。人民には予備的な集会を持つ権利があり、そこで憲法制定会議の代議員を任命する権利がある。会議には憲法を作成する権限があり、それを人民に付託する権限を有する。人民がそれを採択すれば、それはこの土地の法になるのだ。州総会は…それに関して一切の権限を有しない。なぜならそこにいる者たちは人民の代表ではないからだ<sup>50</sup>。

ここにおいてルーサーが示した人民による直接的な憲法制定という方策はきわめて斬新なものであった。フリッツが指摘するように、たしかに建国後、独立宣言で謳われた政府の改廃権としての革命権は憲法修正権に読み替えられ、その権利は人民に固有な権利とみなされてきたものの、それまで州憲法の修正は州議会による発議を起点とし、州議会が制定した州憲法会議関連法にもとづいてなされてきていた<sup>51</sup>。実際、不調に終わったとはいえ、ロードアイランド州の二度にわたる州憲法制定会議も同様の手続きを踏んで招集されたのであった。しかし、ここでルーサーは州総会の関与を斥け、一切が人民の直接の手になる州憲法の制定を訴えかけたのであった。ルーサーの人民主権論の真骨頂といえるのは、まさに統治の基本法である憲法の作成を人民に直接かつ全面的に委託するこの部分である。そして、この人民主権論がドア派の理論的支柱となり、「反乱」において行動に移されたのであった。

以上のように、ルーサーは労働者の選挙権獲得にあたって、福音主義的共和主義にもとづく人民主権論を展開し、人民の手による直接的な制憲行為を主張したのであった。ルーサーはこの演説を「民の声は神の声である (Vox populi vox Dei.)」というラテン語の箴言で締めくくった<sup>52</sup>。この箴言こそ、ルーサーの人民主権論の本質をなによりも雄弁に物語るものといえよう。

#### IV おわりに

以上のルーサーの演説が行われた 1833 年 4 月 19 日の集会当夜、プロヴィデンスの労働者はただちに州憲法制定に向けた委員会を立ち上げた。ただし、この段階ではルーサーの唱えた人民による直接的制憲という方向性は追求されず、州内の世論喚起活動に力点が置かれた<sup>53</sup>。その甲斐あって、同年夏までにはプロヴィデンス以外の 9 つのタウンに同種の組織が結成されるにいたった。これを受けてプロヴィデンスの委員会は以上のタウンの代表からなる合同会議を 1834 年 2 月に開催することを決定した。そして、この会議のプロヴィデンス代表として選出されたのが、国内外における人民の権利獲得活動に共感を示していた新進気鋭の弁護士、ドアであったのである<sup>54</sup>。

その後、選挙権獲得運動はドアを中心として展開していくことになるが、その理論的支柱となった人民主権論は 1834 年に刊行された『ロードアイランド州の人民への演説』*An Address to the People of Rhode Island* においても、さらには「反乱」期に刊行された『人民の憲法制定権に関する九名の法律家の見解』*The Nine Lawyers' Opinion on Right of the People to Form a Constitution* においても、ルーサーの人民主権論を基本的に踏襲するものであった。実際、人民憲法もルーサーの示した手順通りに制定されたのである<sup>55</sup>。

以上から、本稿で検討したルーサーの人民主権論は労働者の選挙権獲得運動に大きな弾みを与えただけではなく、ドアおよび「反乱」に重要な理論的基礎を提供したといえよう。その人民主権論がかくも浸透したのは、第二次信仰復興運動の余波がさめやらぬこの時代にあつて、福音主義的共和主義によって紡ぎだされた反エリート、反権威を特色とするルーサーの反知性主義精神がそこに確実に刻印されていたためと考えられるのである。

\* 本論考は平成 27 年度～29 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 「19 世紀アメリカ合衆国における反知性主義と「人種」」の研究成果の一部である。

#### 註

- 1 建国後も州憲法を制定しなかった州はロードアイランド州とコネチカット州の二州のみであったが、後者は 1818 年に州憲法を制定した。ちなみに、ロードアイランド州は中央集権的国制の成立を危惧し、合衆国憲法制定会議に代表を派遣しなかった唯一の州としても知られる。
- 2 ロードアイランド州では植民地期の排他的土地所有資格が建国後も維持され、1798 年法によってその具体的な要件は、134 ドルもしくは年賃賃価格 7 ドルの土地を所有する 21 歳以上の男子、およびそうした者の長男で 20 歳以上 21 歳未満の者と規定された。
- 3 なお、人民憲法において実際に導入されたのは白人男子普通選挙制であった。ここに見られたドア派の人種差別性については、拙稿、「「ドアーの反乱」と黒人選挙権—アンテベラム期アメリカ合衆国における選挙権拡大闘争の一断面—」(東北大学『国際文化研究科論集』第 17 巻、2009 年)を参照されたい。
- 4 「反乱」の全体像を扱った代表的研究は以下のとおり。Arthur M. Mowry, *The Dorr War: Constitutional Struggle in Rhode Island* (1901; reprint ed., New York: Chelsea House, 1970); Marvin E. Gettleman, *The Dorr Rebellion: A Study in American Radicalism* (New York: Random House, 1973); George M. Dennison, *The Dorr War: Republicanism on Trial, 1831-1861* (Lexington: University Press of Kentucky, 1975); Patrick T. Conley, *Democracy in Decline: Rhode Island's Constitutional Development, 1776-1841* (Providence: Rhode Island Historical Society, 1977); Joyce M. Botelho, *Right and Might: The Dorr Rebellion and the Struggle for Equal Rights* (Providence: Rhode Island Historical Society, 1992); Erik J. Chaput, *The People's Martyr: Thomas Wilson Dorr and His 1842 Rhode Island Rebellion* (Lawrence: University Press of

- Kansas, 2013). なお、日本において「反乱」に関する本格的研究は皆無である。
- 5 「反乱」の研究史論文としては、Erik J. Chaput, “The Rhode Island Question: The Career of a Debate,” *Rhode Island History* 68-2 (Summer/Fall, 2010) を参照。なお、ドア派の人民主権論をアメリカ立憲主義の系譜に位置付けた研究としては、Christian G. Fritz, *American Sovereigns: The People and America's Constitutional Tradition Before the Civil War* (New York: Cambridge University Press, 2008)がある。
- 6 Richard Hofstadter, *Anti-Intellectualism in American Life* (New York: Alfred A. Knopf, Inc., 1963). なお、同書の翻訳書としては、リチャード・ホーフスタッター・田村哲夫訳『アメリカの反知性主義』（みすず書房、2003年）。
- 7 Hofstadter, *Anti-Intellectualism in American Life*, chap.3.
- 8 州知事に与えられたのは州総会の議長職や特別会期の招集権などの限られた任務・権限のみだった。Conley, *Democracy in Decline*, 44.
- 9 なお、州上院議員は植民地議会上院と同様、州全体をひとつの選挙区とする大選挙区制のもとで選出された。
- 10 たとえば、1830年時点でニューポートを中核とするニューポートカウンティには総計で20の下院議席が配分されていたが、その人口総数は16,535人であった（議席当たり人口は827人）。これに対し、プロヴィデンスを中核とするプロヴィデンスカウンティの10タウンには総計で22の下院議席が配分されていたが、その人口総数は47,020人に達していた（議席当たり人口は2,137人）。以上の数値は、Peter J. Coleman, *The Transformation of Rhode Island, 1790-1860* (Providence: Brown University Press, 1963), 256より筆者が算出した。
- 11 Seth Luther, *An Address on the Right of Free Suffrage* (Providence, 1833), Appendix, “Memorial”, ii.
- 12 *Ibid.*, ii - iii.
- 13 U.S.Congress, House, *Interference of the Executive in Affairs of Rhode Island*, Report No.546, 381. なお、本資料は「反乱」後に連邦議会が設置した「反乱」の調査委員会が作成した報告書であり、「反乱」に関する種々の資料が採録されている。
- 14 *Providence Journal*, May 4, 1863.
- 15 ルーサーに関する伝記的研究は以下のとおり。Louis Hartz, “Seth Luther: The Story of a Working Class Rebel,” *New England Quarterly* 13 (September, 1940); Carl Gersuny, “Seth Luther: The Road from Chepachet,” *Rhode Island History* 33 (May, 1974); Gersuny, “A Biographical Note on Seth Luther,” *Labor History* 18-2 (Spring, 1977); Robert Macieski, “‘Ye Cannot Serve God and Mammon’: Seth Luther’s Working Class Morality,” in Scott Molly, Carl Gersuny and Robert Macieski eds., *Peaceably if We can, Forcibly if We must: Writings by and about Seth Luther* (Providence: Rhode Island Labor History Society, 1998).
- 16 Seth Luther, *An Address on the Origins and Progress of Avarice, and its Deleterious Effects on Human Happiness* (Boston, 1834), 38-39.
- 17 *Ibid.*, 39.
- 18 *Ibid.*, 40.
- 19 このことと関連すると思われるのはルーサーの教会員歴である。ルーサーは1815年、20歳の時に母の通うファーストバプティスト教会で受洗している。この教会は植民地開闢の祖、ロジャー・ウイリアムスが創建した伝統ある教会であった。しかし、ルーサーは放浪の旅を終えた後の1824年に何らかの不品行を理由に教会員資格を剥奪された。マシエスキーによれば、その不品行とは前年にルーサーが債務投獄された事実である可能性が高いという。Macieski, “‘Ye Cannot Serve God and Mammon’,” 90. もしそうであるなら、教会員資格の剥奪措置は貧困ゆえに罰せられた自らをさらに辱めるものとして、既成教会に対する反発心をルーサーに抱かせる結果になったことは間違いない。
- 20 ルーサーを有名にしたのはその雄弁さにあった。ルーサーは自らおこなった4件の演説を活字化している。それは上述の *An Address on the Right of Free Suffrage*、および *An Address on the Origins and Progress of Avarice, and its Deleterious Effects on Human Happiness* に加え、以下の2件である。Seth Luther, *An Address to the Working Men of New England* (Boston, 1832); Luther, *An Address Delivered Before the Mechanics and Working-Men, of the City of Brooklyn, on the Celebration of the Sixtieth Anniversary of American Independence, July 4, 1836* (Brooklyn, 1836).
- 21 Mark S. Shantz, *Piety in Providence: Class Dimensions of Religious Experience in Antebellum Rhode Island* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2000), 118-119.
- 22 Francis Wayland, *The Elements of Moral Science* (New York, 1835), 211, 246.
- 23 Shantz, *Piety in Providence*, 158.

- 24 Francis Wayland, *The Elements of Political Economy* (New York, 1837), 93.
- 25 Wayland, *The Elements of Moral Science*, 362.
- 26 Luther, *An Address on the Origins and Progress of Avarice*, 6.
- 27 Ibid., 19-20
- 28 Ibid., 19.
- 29 Ibid., 20, 34.
- 30 Ibid., 30.
- 31 Luther, *An Address to the Working Men of New England*, 21.
- 32 Luther, *An Address on the Origins and Progress of Avarice*, 13.
- 33 Luther, *An Address to the Working Men of New England*, 6-7.
- 34 Luther, *An Address on the Origins and Progress of Avarice*, 35.
- 35 Hofstadter, *Anti-Intellectualism in American Life*, 7.
- 36 Luther, *An Address on the Right of Free Suffrage*, 22.
- 37 Ibid., 3.
- 38 Ibid., 4.
- 39 Ibid.
- 40 Ibid., 5.
- 41 Ibid., 6.
- 42 Ibid., 7-8.
- 43 Ibid., 8.
- 44 Ibid., 9, 20.
- 45 Ibid., 13.
- 46 Ibid., 15.
- 47 Ibid., 21.
- 48 Ibid. ルーサーは労働者の環境改善を要求するその他の演説においても、その激越な言辞とは裏腹に共産主義的な財産均分論を唱えることはなかった。ルーサーが主張したのはあくまでも労働者が労働に見合った正当な報酬を得ることであり、財産権自体を否定することはなかったのである。Luther, *An Address on the Origins and Progress of Avarice*, 40. これをルーサーの思想の「限界」と見るかどうかはさておき、その根底には暴力を否定するキリスト教信仰があったことは明らかである。
- 49 Luther, *An Address on the Right of Free Suffrage*, 21.
- 50 Ibid., 24.
- 51 Fritz, *American Sovereigns*, chap. 2.
- 52 Luther, *An Address on the Right of Free Suffrage*, 25.
- 53 その具体的活動としては、ルーサー演説の刊行・配布といった啓蒙活動や州内外の高名な政治家を対象にした選挙権拡大問題に関する意見調査があげられる。Conley, *Democracy in Decline*, 239-242.
- 54 Ibid., 246-249.
- 55 Thomas Wilson Dorr et.al., *An Address to the People of Rhode Island* (Providence, 1834); Dorr et.al., *The Nine Lawyers' Opinion on the Right of the People to Form a Constitution: Statement of Reasons* (Providence, 1842).